Marubeni

丸紅ワシントン報告

2020 年 10 月 28 日

丸紅米国会社ワシントン事務所長
峰尾　洋一
mineo-y@marubeni.com

バイデン・キャンペーンの労働政策

I.　労働組合重視の環境政策

環境と政府投資と労働者保護を組み合わせた政策

本レポートの主題である労働政策そのものの前に、バイデン・キャンペーンの環境政策について触れる。

丸紅ワシントン報告「バイデン民主党大統領候補の環境政策」が指摘した通りで、公表された環境政策の一つの柱は雇用創出である。キャンペーンのウェブサイトにある『近代的で持続可能なインフラストラクチャと衡平なクリーン・エネルギーの未来を構築するプラン』[1]と銘打たれた当該のページは以下の文章で始まっている。

『この未曾有の危機に直面する今こそ、我々にとって、かつてなく強く・持続性の高い経済を打ち立てる機会なのである。それは我が国が、2050 年迄の排出ゼロという目標を、万難を排し達成する第一歩を踏み出すことを意味する。ジョー・バイデンはこの機を捉え、また（排出ゼロ）目標の達成の為に、何百万という好待遇の仕事を作り出すことに不退転の決意で臨む。そして労働者に組合加入と使用者側との団体交渉の選択肢を与えることを約束する。』

組合という言葉が繰り返される「環境政策」

この環境政策は、インフラストラクチャ・自動車産業・交通・電力セクター・建設・住宅・農業と環境保全・環境正義という 9 つの項目に別けて政策内容が書かれているが、ほぼ全ての項目で労働組合関連の記述が見られる。インフラストラクチャ、交通に関しては「組合加入の仕事（union jobs）を創出する」という表現が使われ、自動車産業、電力セクター、建設、廃坑等の再生事業に関しては「組合加入の選択肢のある」仕事を創出・確保する等の言い回しとなっている。明記はないものの、政府が直接に投資をして推進する様な事業に関しては、例えば入札参加に組合加入を条件付ける等のことを想定しており、そのケースについては「組合の仕事を創出する」としているのではないかと推測する。何れにせよ「数百万の Union Jobs」が全面に押し出されている。

[1] The Biden Plan for a Clean Energy Future: https://joebiden.com/clean-energy/

Green New Deal

この様な好待遇の union jobs と環境・気候変動を結び付ける動きは、2019 年 2 月に上下院で提出された「Green New Deal の設立と推進を連邦政府の責務とする」決議案[2]にも取り入れらえているが、バイデン候補はキャンペーンのウェブサイトにて「Green New Deal は我々が直面する気候変動の問題に取組む為の重要な枠組み」としており、キャンペーンが Green New Deal に倣っていることが伺える。

II. ワグナー法（1935 年全国労働関係法）の「再生」を目論む労働政策

所得格差の原因を、資本家による搾取と、組合排除等を通じて労働者の交渉力を奪う政治に求める内容

バイデン・キャンペーンの労働政策のページ『労働者の組織化・団体交渉・組合の強化に関するプラン』[3]を読むと、現在の所得格差の問題の根源として、賃金収奪・時間外賃金不払・オルグ活動や団体交渉権への妨害・その他手段を使った労働者の権利の不当剥奪などが挙げられている。そしてそれらの責任は、資本家や経営者と同時に、ワグナー法の下で規定された、労働組合組織化の権利を阻害する共和党政治にあるとしている。

ワグナー法とタフト・ハートレー法

1935 年全国労働関係法（ワグナー法）はフランクリン・ルーズベルト大統領の時代に成立した。同法は企業組合（company unions）を禁止し、多くの民間企業労働者の組合組織化や賃金・労働環境・福利厚生に係る団体交渉を可能にするものだった。これによって、労使間の団体労働協約（Collective Bargaining Contract）の締結が認められ、組合は同協約に関わる全ての従業員（協約適用労働者）から組合費を徴収できる協定（組合保障協定：union security agreements）の締結が可能となった。また政府内に全国労働関係委員会（National Labor Relations Board）が設立され、以降規則の執行を担うこととなった。

ところがこのワグナー法は 1947 年労使関係法（タフト・ハートレー法）で修正されることとなる。第二次大戦後に起きた大規模ストライキの後に提案された法案は、各種の労働組合活動（縄張り争いによるストライキ・組合執行機関の承認なく行われる山猫争議・二次ボイコット等）を禁止したことに加え、組合員以外の採用を認めないクローズド・ショップの非合法化が定められた。

[2] H.Res. 109 Recognizing the duty of the Federal Government to create a Green New Deal: https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-resolution/109?q=%7B%22search%22%3A%5B%22h.res.+109%22%5D%7D&s=1&r=1

[3] The Biden Plan to Empower Unions and Workers: https://joebiden.com/empowerworkers/

また、タフト・ハートレー法は後々大きな議論となる労働権法（Right to Work Laws）制定への道を開くこととなった。同法は、前述の組合保障協定（労働組合が承認された職場で組合加入・組合費支払を義務付けるもの）を否定しない一方、組合保障協定を禁ずる州法（労働権法：Right-to-Work Laws）を認めたのだ。こうした労働権法が成立した州では、仮に職場で労働組合が承認されていても、従業員の判断で組合加入せず、組合費を払わないことも可能となる。労働権法が成立した州では組合員の数が減少し、組合の弱体化に繋がることとなった。現在 50 州の内、南部州を中心とした 27 州で労働権法が成立している。

ワグナー法を一部骨抜きにする様な企業寄りのタフト・ハートレー法は、上下両院の多数を共和党が占める第 80 議会で成立した。民主党のトルーマン大統領は同法案を「奴隷労働法案（slave-labor bill）」と厳しく批判し、拒否権を発動したが、一部の民主党議員も賛成に回り（下院 331-81、上院 68-25）拒否権は覆され、法案は可決された。

キャンペーンのウェブサイトに含まれる内容 - 組合活動の妨害の取締と組合組織化の推進

前述の『労働者の組織化・団体交渉・組合の強化に関するプラン』の政策の 3 つの柱は、企業側の力の濫用（交渉力の不均衡による）を監視し違法行為に及んだ経営者に個人的に責任を負わせる・組合オルグ活動や団体交渉を推奨し促進する・労働者が尊厳を以て扱われ妥当な報酬を受け取り安心して働ける職場を確保する、となっているが、以下に幾つかのポイントを示す。

- 州の労働権法の無効化
- 組合のオルグ活動を阻害する様な経営者の刑事訴追を含めた個人的な責任追及
- 被用者を不当に独立契約者（independent contractors）と看做すことを禁止し、違反者を厳重に処罰
- カード・チェック制度（過半数の被用者の授権カード署名のみで全国労働関係委員会の秘密投票を経ずに組合組織化が可能となる）の導入・使用促進
- オルグ活動と団体交渉の促進の為の閣僚級の作業部会の発足
- 労働者の権利保護の為に、二次ボイコット（使用者以外の者を巻き込む、例えば使用者企業の顧客の商品をボイコットする等）や各種ストライキなどの闘争手段を（雇用者からの報復を抑制する規制を導入するなどして）推奨する
- 農業労働者や家庭内労働者の組合組織化や団体交渉権の実現
- 独立契約者（independent contractors）の組合組織化や団体交渉権の導入

- 最低賃金 15 ﾄﾞﾙとチップ付最低賃金（チップ無しの最低賃金より著しく低い）の廃止
- 外注元と外注先を共同雇用者とし、組合が外注元とも団体交渉できる道を開く

労働権法無効化など組合強化を謳う民主党キャンペーンは新しいものではないが

民主党大統領候補が、組合活動促進を通じた労働者保護を謳うことはめずらしいことではない。また連邦議会で州の労働権法廃止の法案が提出されることも連綿として続いてきている。2016 年のヒラリー・クリントン候補のキャンペーンのアーカイブ[4]を見ても、労働者の権利を保護する政策は掲載されており、就任 100 日以内に好待遇雇用創出の為のインフラ・クリーンエネルギー投資の推進を行う・最低賃金 15 ﾄﾞﾙを達成する・被用者の権利を保護して団体交渉権を強化する等の内容が含まれる。

バイデン・キャンペーンの労働政策は、環境（気候変動）対策の投資と雇用創出をより具体的に組み合わせて打ち出したことや、組合のオルグ活動（組合組織化）について、やや細かく記述した辺りが、クリントン・キャンペーンとの違いであろうか。また、失業率が 5%を割り込み、景気が着実に拡大していた 2016 年と異なり、足元の失業率が急上昇し、コロナウィルス感染で先行きも見えなくなったこと等が、キャンペーンを取り巻く環境の違いとして影響を与えているだろう。バーニー・サンダース候補陣営との協同タスクフォースの提言も、主張される内容のトーンに影響を与えていると思われる。

III. 所得格差の実態と背景

広がる格差

バイデン・キャンペーンの労働政策の根底にある考え方は、労働者が労働に対する正当な対価を受け取れておらず、その原因は資本家や経営者の不当な搾取にあるとするものだ。その結果として格差が拡大しているということであろうが、先ず、その所得格差の実態を再確認する。米国と欧州各国のジニ係数を比較すると、米国の数値は 1980 年代以降、常に英国・ドイツ・フランスのそれを上回っていることがわかる。最近の動きでいえば、金融危機を経て景気が拡大する中で数値が上昇している点が確認できる。

[4] Issues Archive – The Office of Hillary Rodham Clinton: https://www.hillaryclinton.com/issues/

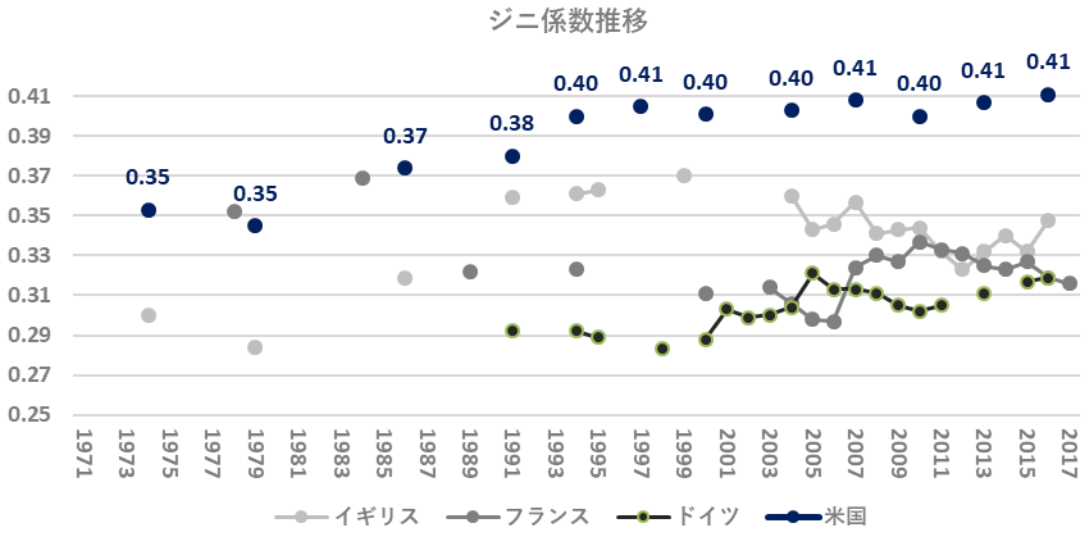

（出所：世界銀行）

5 階層（20%毎）の所得推移 - 金融危機後の成長が鈍い低所得者層

1969～2019 年家計所得推移（所得多寡を 20%毎 5 階層＋最上位 5%で区分し、各階層での中央値を使用。インフレ調整後）を 10 年毎に見ると、上位と下位との間で所得の成長のムラが見える。特に金融危機以降の 10 年間（2009-19）では、最上位 20%は年率 2.2%成長したのに対し、最下位 20%は年率 1%成長にとどまっている。

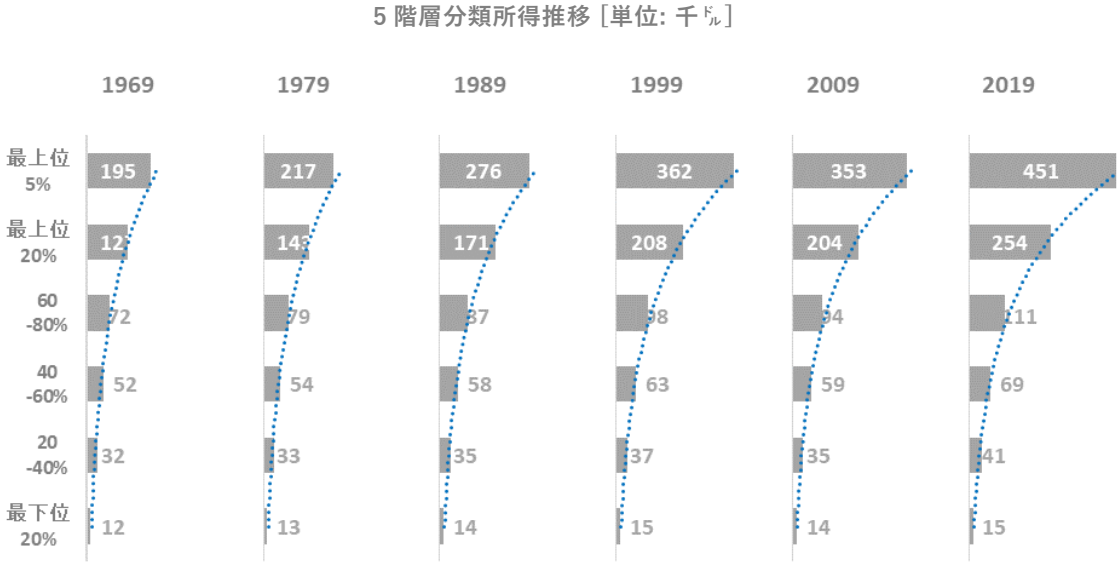

（出所：商務省センサス局）

純資産でも大きく差が出てくる

上と同様の所得 5 階層に沿って純資産の内訳を見ると、最新の 2020 年第 2 四半期段階で上位 20%が家計全体の純資産の 7 割超を保有している。元々所得の少ない層は資産の形成もままならず、財産所得も期待できない。格差が広がるのは自然の帰結である。

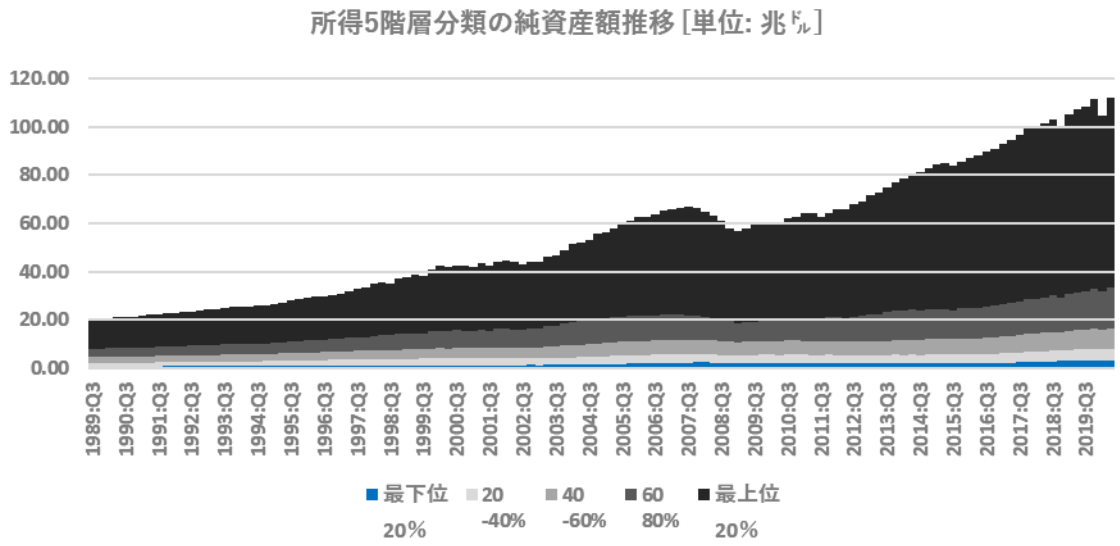

所得格差の背景

所得格差の原因について広く追及することは本稿の範疇を超えるが、以下、バイデン政権誕生となった場合の政策を占う上で関連すると思われる点を幾つか述べる。

格差の背景 - ネオリベラリズムの暴走と労働党の欠落

バーニー・サンダース上院議員を支援するプログレッシブ層が唱えるものの一つにネオリベラリズムへの批判がある。ネオリベラリズムのお陰で、規制緩和・公共事業民営化・小さな政府・グローバル化・公共サービスの縮小・市場主義等が進み、柵から解放された資本は誰にも邪魔されず、労働者を搾取して果てしなく膨張してきたとする主張だ。

また、米国に於いて労働党が存在しないことを問題とする説も存在する。ワグナー法によって実効性のある労働者保護の仕組みが作られた結果、労働者層は独自の党を設立する動機が薄れ、民主党に取り込まれることとなった。その後、労働者層を吸収する政党として機能する可能性のあった米国の共産党は戦後冷戦期に起きた「赤狩り」を通じて衰退した。独自の党を持たず、労働者階級を形成出来なかった労働者層は、自らのアイデンティティを確立できないまま、民主党の政治の中で弄ばれることとなった。公的健康保険がないこと、貧弱な社会福祉制度しかないこと、サンダース候補が民主党から立候補せざるを得なかったこと、何れも、労働党が存在せず、労働者階級の形成が出来なかったことに起因する、とする主張だ。[5]

[5] “The Phantom Limb”, Barry Eidlin, 2016

企業の寡占化

筆者が米国での事業買収・売却の仕事を通じて、産業も異なる複数の経営者から学んだのは、競合他社とお互いのマージンを削りあう位なら会社を譲り合う、という発想だった。マイケル・ポーターの唱えた、概ね同じ企業活動を競合他社より効率よく行う（Operational Effectiveness）だけでは不十分で、他と異なるポジショニングをする（Strategy）ことが必要、という指摘[6]にも沿うが、同業他社との競争が飽和状態になるのであれば、身売りする・ノンコアビジネスを売却する等で、競争力のある、独自の立ち位置を見付けていくことは正しい。こうした経営者の考え方は多くの事業買収の機会を生み、結果として企業の寡占化が進んだ。下グラフの通り米国の上場企業数は 1996 年をピークに減少傾向に転じているが、前述の経営者の発想が広く浸透しているとすれば、より小規模の企業の間でも寡占が進んできたことは想像に難くない。こうした寡占化は労働者（被用者）の選択肢を狭め、賃金を抑える効果があったのではないかと考える。

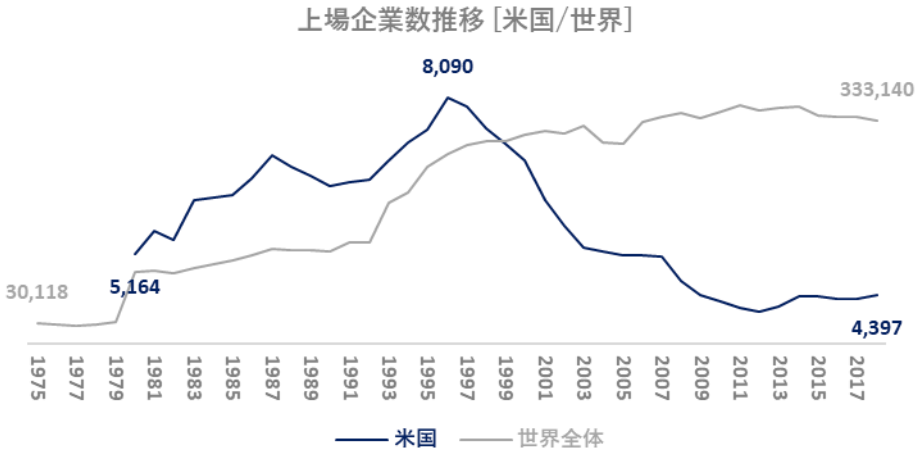

（出所：世界銀行）

働く側の流動性に起因する問題

転職はアメリカ人にとって賃金が大きく上がる機会である。自分が身に着けた経験や技能、築いた人脈などは被用者（従業員）個人の資産であり、これを高く評価して買ってくれる会社に移るというのが彼らの発想だ。この点はバイデン・キャンペーンの労働政策の資料中でも述べられており、それを阻害する使用者側を取り締まるとしている。

こうした被用者側の考え方を使用者（企業）側から見れば非常に都合の悪い話になる。会社の費用で訓練し、経験を積み人脈を作る機会を与え、成長した結果、競合先に人材を引き抜かれたら大

[6] “What is Strategy”, Michael Porter, 1996

損害だ。一方で引き抜く側も、引き抜く人材の今の賃金よりも高い給与を支払うのが原則になる。こうした給与プレミアムを支払った結果、採用した人材が思った様な仕事をしなければ投資は失敗し損害を被ることになる。

企業側の防衛と技術の進化の結果、価値が下がる従業員

使用者（企業）側の防衛策は技術の進化のお陰で進んできている。一例として、顧客関係管理（CRM）システムを挙げる。

CRM システムの入力項目には、顧客へのアプローチを通じて得られる、顧客や顧客候補先の企業情報・面談相手の組織と肩書・面談、電話、メールなどのアプローチの種類、タイミングや回数・アプローチした際に話した内容等々が含まれている。

こうしたシステムの目的は、顧客へのアプローチの内容とそれに対する顧客の反応をデータに落とし分析することで、成約に繋がったアプローチに再現性を持たせることだ。最終的には、顧客・面談相手の情報・今までの面談回数とタイミング・商談の進捗度合い・アプローチする自社担当者の情報などを組み合わせることで、どのタイミングで誰とどういう会話をすべきかをシステムが決め、従業員に指図する形になる。

システムの指示通りのタイミングと方法で顧客にアプローチし、システム作ったスクリプトを棒読みするのに経験者と新卒の違いはない。個社のシステムが洗練され、会社の Proprietary となるに従い、システムの指図に従うだけの従業員はコモディティ化され、市場から安く調達できるようになる。こうした企業努力が被用者側の賃金を抑え込む機能を果たしてきたはずだ。

IV. 新政権誕生の場合の動きを占う

政策実現可能性 - 大規模な環境投資に関連するもの

本稿前半でキャンペーンが標榜する内容について解説したが、以降、ここに至る背景を踏まえて、各政策の実行可能性について考える。

環境政策に述べられている、大規模な政府投資に基づく union jobs の創出は、こうした財政出動に係る法案が成立することを前提に、可能性の高いプランだと考える。環境政策の内容を見る限り、バイデン政権は、個別のプロジェクトは民間企業が行うことを想定していると思われる。例えば気候変動プロジェクトの応札に、組合員の採用を条件とすることは、各州の労働権法との関係で不透明な部分はあるが、概ね可能ではないかと考える。

前提となる大規模財政出動に関しては、丸紅ワシントン報告「大統領権限と政策の実現可能性」内にある通り、民主党がホワイトハウスと同時に上院過半数を抑えれば、財政調整法の利用により可決の道は開ける。一方、同レポート、並びに、丸紅ワシントン報告「バイデン支持に傾く大企業」の指摘の通りで、技術的には可能であっても、コロナウィルス感染の長期化・景気の悪化により、気候変動対策や格差解消といった大掛かりなイニシアティブの優先度が下がっていく可能性も十分にある。

政策実現可能性 - 労働法改正を伴うもの

独立契約者・農場労働者・家庭内労働者の組合加入、各州の労働権法の無効化、禁止された闘争手段の使用、最低賃金の引上げやチップ付き最低賃金の廃止など、法律の改正を伴うものについては、仮に上院含めて民主党が多数を確保しても実現の如何は不透明感が残る。（但し、前述の通りで過去もこうした法改正の動きは存在し、今年 2 月にも労働権法無効化の内容を含む法案 PRO Act が下院で可決済。）

2017 年のオバマ・ケア廃止の試み、2010 年のオバマ・ケア修正の法案は財政調整法の仕組みで行われており、何らかの形で条件を整えた上で、上院の単純過半数で可決に持ち込む手段が考え出されるかもしれないが、今日時点では判断がつかないところだ。何れにせよ、議会でこうしたテーマに係る法案が複数提出され審議されていくことは間違いないだろう。

政策実現可能性 - 企業側の力の濫用を取締るもの

法律改正を伴わない部分は、政権交代以降早い段階で進むものと考えられる。閣僚級の作業部会を組成する、全国労働関係委員会の人員を刷新する等は程なく行われるであろうし、そうした政権下の組織が取り締まりを強化していくことが想定される。特に前述の、外注先被用者に関して、外注元を共同使用者と看做す動きについては、キャンペーンのウェブサイトでも明記されており、法制化も睨んで、全国労働関係委員会を通じての規制が強まっていく可能性が高い。

政治的な動き

現状の選挙方式では二大政党以外の政党を成立させるのは難しいと思われ、新たな労働者階級の利益を代表する第三の党設立の動きが起こる可能性は低いだろう。だが、サンダース支持者達がバイデン支援にまわるに際して、労働者をまとめる組織の必要性を感じたとしても不思議ではない。そうしないと、サンダース候補自身の「ビリオネアでなければ民主党で立候補するしかない」という発言の通りで、主張が完全には一致しない民主党の枠で動かざるを得ないことが確認されたからだ。

一方、バイデン候補がサンダース候補支持者の支援を取り付ける中で、サンダース・キャンペーンの主張を取り入れている点は注目に値する。これは 2016 年のクリントン候補でも見られたことだが、徐々にプログレッシブ・労働者層が力を付けてきている証左とも言えよう。縦しんば独立した党を作るのが現実的でなくとも、アイデンティティ・ポリティクスが機能する今日、「不当に搾取されて生活に苦しんでいる」という、曖昧で広い概念のアイデンティティで人数をまとめることができれば大きな力となる。60 年代にソール・アリンスキーが述べた通り「力は、金を持っている奴か頭数を持っている奴の何れかにしかついてこない」[7]のだとすれば、頭数を集められるアイデンティティを作り出すことは重要だ。労働者層というアイデンティティは新しいものではないが、それを新たにブランディングして売り込んでいくという動きは出てくるのではないか。それが具体的に労働組合のオルグ活動の活性化という形を採るかどうかはハッキリしないところではあるが。

以上/峰尾

本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、丸紅米国会社ワシントン事務所（以下、当事務所）はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。

本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当事務所は何らの責任を負うものではありません。

本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。

本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます）は、当事務所の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用および引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で、複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。

[7] Harper's Magazine, June 1965, "The Professional Radical – Conversations with Saul Alinsky"